

第十九回 参議院労働委員会会議録第二十号

昭和二十九年五月七日(金曜日)午後零時三十分開会

委員の異動

四月二十六日委員松本治一郎君辞任につき、その補欠として吉田法晴君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 栗山 良夫君

理事

田村 文吉君
田畑 金光君

委員

井上 清一君
吉野 信次君
阿貝根 登君
吉田 法晴君
寺本 廣作君
市川 房枝君

事務局側

常任委員 磯部 巖君
会専門員 常任委員 高戸義太郎君
会専門員

本日の会議に付した事件

- 小委員長の報告
- 労働基準局等の地方移譲反対等に関する請願(第七〇六号)
- 労働基準局等の地方移譲反対に関する請願(第一一五五号)(第一四一八号)(第一五二五号)(第一八四〇号)
- 労働基準局等の地方移譲反対に関する陳情(第三二四号)(第三四三三号)(第三五三三号)(第三七五五号)(第三八六号)(第三九五五号)(第四一〇号)(第四三八号)(第四八七号)

- 労働基準行政機構に関する請願(第一五〇九号)
- 労働基準行政機構に関する陳情(第六五五号)
- 地方労働委員会専属事務局存置に関する請願(第二二六三三号)
- 地方労働委員会専属事務局存置に関する陳情(第二五五号)
- 労働組合の自主的団体交渉権確立に関する陳情(第四二五五号)
- 失業対策事業費国庫補助増額に関する請願(第五八六六号)
- 失業対策事業費増額等に関する請願(第一一九〇号)
- 公共職業安定所経費増額に関する陳情(第五五七号)
- 労働者供給事業の禁止措置に関する請願(第四七七一号)
- 傷い軍人の雇用割当に関する請願(第二二五三三号)
- 事業附属寄宿舍規程第二十七条改正に関する請願(第五三三三号)
- 事業附属寄宿舍規程中一部改正に関する請願(第四七二二号)
- 福井県に労災病院設置の陳情(第二七一七号)
- 労働基準法改正に関する請願(第九二六六号)
- 労働基準法中一部改正に関する陳情(第三四一四号)
- 映写技術者資格免許制度の一元化に関する請願(第二二四六六号)
- 労働基準法改正反対に関する陳情(第四四四四号)

- 技能者共同養成費国庫補助継続に関する請願(第一四一九号)
- けい肺法制定促進に関する請願(第一五〇六六号)(第一八〇三三三号)(第一九六一号)
- けい肺法制定促進に関する陳情(第六二六六号)(第六三三三三号)
- 技能者養成費国庫補助増額に関する陳情(第四二四四号)
- 労働基準法第五十二条等改正に関する請願(第二五〇号)
- 失業対策事業費国庫補助増額に関する陳情(第一一六六号)
- 失業対策事業費削減反対に関する陳情(第一三四四号)
- 失業対策事業費国庫補助引下げ反対に関する陳情(第一五一一号)
- 愛媛県新居浜市に国立労災病院設置の請願(第一四一七号)
- 香川県に四国労災病院設置の請願(第一八八九七号)
- けい肺法制定に関する請願(第一四八三三三号)(第一六三三三三号)(第一六七六六号)
- けい肺法制定促進に関する請願(第一五五九九号)(第一七四四四号)(第一七四七四七号)(第一七四九九九号)(第一八三三三三号)(第二二二三四四号)
- けい肺特別法案撤回に関する陳情(第一二七号)
- 高等学校卒業業者の就職促進に関する請願(第二二五三三三号)
- 連合委員会開会の件
- 労働基準法の一部を改正する法律案(栗山良夫君外十名発議)

○委員長(栗山良夫君) 只今から労働委員会を開会いたします。

先ず請願、陳情に関する小委員会から、その審議の結果を御報告願います。

○田村文吉君 只今議題となりました請願、陳情の小委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告いたします。

最初に採択いたしました請願陳情につきまして申し上げますと、先ず請願七百六六号、千三百六十五号、千四百十八号、千五百二十五号、千八百四十号、陳情三百二十四号、三百四十三号、三百五十三号、三百七十五号、三百八十六号、三百九十五号、四百十号、四百三十八号、四百八十七号等、請願五件、陳情九件は、いずれも労働基準局等の地方移譲反対等に関するものであります。

次に請願千五百九号、陳情六十五号は、いずれも労働基準行政機構改革等反対に関するものであります。

次に請願二千二百六十三号、陳情二十五号は、いずれも地方労働委員会専属事務局存置を要請するものであります。

次に、陳情四百二十五号は、労働組合の自主的団体交渉権確立を要請するものであります。

次に、請願五百八十六号、千九百九十号は、いずれも失業対策事業費国庫補助増額等を要請するものであります。

次に、陳情五百五十七号は、公共職業安定所経費の増額を要請するものであります。

次に、請願四百七十一号は、労働者供給事業の禁止措置を要請するものであります。

次に、請願二千二百五十三号は、傷痍軍人の雇割当制度を要請するものであります。

次に、請願五十三号、四百七十二号は、いずれも事業附属寄宿舍規程を改正して、寄宿舍施設の改善を要請するものであります。

次に、陳情二百七十一号は、福井県下に労災病院の設置を要請するものであります。

次に、請願九百二十六号、陳情三百四十一号は、いずれも労働基準法を業種業態に応じて適用するよう要請するものであります。

次に、請願二千四百六十六号は、映写技術者資格免許制度の一元化を要請するものであります。

次に、陳情四百四十四号は、看護婦を労働基準法の適用除外にせんとすることに反対するものであります。

次に、請願千四百十九号は、技能者共同養成費国庫補助継続を要請するものであります。

次に、請願千五百六十六号、千八百三十三号、千九百六十一号、陳情六百二十六号、六百三十三号は、いずれもけい肺法制定を要請するものであります。

以上、請願十九件、陳情十八件は、いずれもその願意をおおむね妥当なるものと認めて、これを採択し、議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に、陳情四百二十四号は、技能者養成費国庫補助増額に関するものであるが、本年度は技能者養成費国庫補助はすでに廃止されておりますが、これの復活並びに増額要請と解して、採択し、その旨意見を付し、議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に、請願二百五十号は、労働基準法第五十二条を改正して、齒科医師による労働者の口腔を診断せしめることと要請するものであります。本請願の趣意は、只今当委員会に労働基準法の一部を改正する法律案として付託されておりますが、審査の当日は、未だ提案前でありましたから、議院の会議に付して、内閣に送付すべきものとして、一応採択いたしておきました。

以上、請願二十件、陳情十九件が、小委員会におきまして採択いたしましたのでございませう。

次に、審査省略並びに保留いたしましたものについて申し上げます。

陳情百十六号、百三十四号、百五十一号は、いずれも失業対策事業費削減反対に関するものであります。本年度予算におきましては、予算の削減は行われなかつたのでありますから、すでに願意は達成されたものと認めて、審査を省略いたしました。

次に、請願千四百十七号、千八百九十七号は、それぞれ愛媛県、香川県に労働病院の設置を願ひしているものであります。本年度予算におきましては、四国地区に一所労働病院の設置を予定しているもので、病院設置の場所を直ちに当委員会において決定することは困難でありますから、一応両請願とも保留いたしました。

次に、請願千四百八十三号はか請願十件、陳情一件は只今労働委員会におきまして審査中のけい肺法案の成立を要請し、又陳情百十七号はその撤回を要請しているものでありますからいづれも保留することにいたしました。以上報告いたします。

○委員長(栗山眞夫君) ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(栗山眞夫君) 速記を始めて下さい。

只今請願陳情に関する小委員長から御報告を受けました通り決定をいたしました。さうございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山眞夫君) さう決定いたしました。

なお、只今決定をいたしましたうちで請願二百五十号につきましては、別途に本委員会に請願の趣旨に即うべく法律案が議員立法として提案されておりますので、御決定はございませう。たけれども、一応本会議に報告することとは、これを差控えたいと存じます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認めさうに決定をいたします。

更に、小委員会に付託後出されました請願が一件ありますのでお諮りを申し上げます。請願第二千五百十三号高等学校卒業者の就職促進に関する請願、請願者宮城県議会議員栗野豊助君、紹介議員高橋進太郎君、吉野信次君でございます。願意は宮城県下の高等学校を卒業したものの就職率は就職を希望したもの五割以下という現状でありまして、甚だ成績が悪いのであります。

して、高等学校の卒業者を健全な社会人として育成指導することの重要性に鑑みまして、これらのものに対して雇用促進を図るための施策を強力に実施せられたいというのでございませう。

この請願を如何いたしますか。御決定を願ひたいと思ひます。

○田村文吉君 本請願はむしろ教育の根本問題にも関係するので、文部委員会等にむしろ請願されたほうが妥当であつたかと考えられるのであります。が、労働委員会としても、その趣意はおおむね妥当なるものとして採択しても差支えない、こういう意味において採択されんことを希望します。

○委員長(栗山眞夫君) それでは只今の御意見に従ひまして採択することに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認めまして、さうに決定をいたします。

なお、只今御決定を頂きました請願、陳情につきましては内閣に送付するものといたしまして本会議に報告をいたしたいと存じます。

○吉田法晴君 先ほど採択すべきものと決定いたしました請願の趣旨の中に、具体的に或いは労働基準法の基本的な制度の改定、特に陳情第三百四十一号のごとき成年女子の時間外労働を週六時間として一日の制限なく協定できるようにすることを含む、この解釈をいたしますと、或いは女子の深夜業が認められるように基準法改正を陳情する、こういう趣旨の言葉もございませうが、小委員会もそれから私も委員

会も、そういう基本的な制度を変えることを、特に女子の深夜業の禁止を認

めるような趣旨を妥協として採択した

ものではない。こういう具体的な内容

については意見があるけれども、そ

う趣旨を認めたのではなくして、基

準法について再検討を願ひたいとい

う一般的な希望を取り上げる、この

意味で賛成をいたしましたので、他

の請願についても同様でございませ

うが、その趣意を採択に当つては含みしめるように御措置を願ひたい、そういう意味で賛成をいたしましたということ、ここに確認をしておきたいと思ひます。

○委員長(栗山眞夫君) 次に、先ほど委員長及び理事打合会において懇談を願ひました結果に基づきまして二、三御報告を申し上げ御承認を得たいと思ひます。

その一つは只今人事委員会に付託されております国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特別法案でございませうが、これは労働問題として重要な問題を含んでおる模様でございませうので、当委員会は人事委員会に連合審査の申入をいたしたいと存じまして、さうに意見の一致を見たわけ

でございませう。

更に、調査案件といたしましては、労働基準法の規則の改正に關する調査並びに電気事業の労使の紛争に關する調査に關する問題、更に、賃金問題の一般調査に關する問題等

でございまして、これらはいずれも委員会の議事進行を斟酌しながら、案件に取入れて行つて然るべきものであると意見の一致を見たわけでありませう。

只今報告を申上げた連合審査の件並びに調査案件の件につきましては委員

会に御承認を願ひたいと思ひます。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

○委員長(栗山眞夫君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

用する一定の作業場における労働者に
対しましては、医師の健康診断のほか、
歯科に関する専門医たる歯科医師の口
くう内の健康診断をも行い、口くう内
の損傷又は中毒症状の早期発見及び早
期治療の全きを期し、労働者の健康の
維持及び作業能率の向上を図ると思
いまして、この改正案を提出した次第
であります。

何とぞ、御審議の上速やかに、御可
決下さるようお願い申し上げます。御可
決下さるようお願い申し上げます。御可
決下さるようお願い申し上げます。

○委員長(栗山良夫君) 本法草案に對
しまして御質疑のありのことは順次
御発言を願います。

○田村文吉君 議事進行について……。
自由党の諸君が見えておらんし、それ
から社会党の右のほうも出ておられな
いのだが……。

○委員長(栗山良夫君) 速記をとめて。
午後一時八分速記中止

午後一時二十一分速記開始
○委員長(栗山良夫君) 速記始めて下
さい。

他に御発言もないようでございます
から、質疑は尽きたものと認めて御異
議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(栗山良夫君) 御異議ないも
のと認め、これより討論に入ります。

御意見のありのことは、それ／＼賛
否を明らかにしてお述べを願います。
別に御意見もないようでございます
から、討論は終局したものと認めて御
異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(栗山良夫君) 御異議ないも
のと認め、これより採決に入ります。

労働基準法の一部を改正する法律案
(参議院第一号)を原案通り可決すること
に賛成のかたの挙手を願います。

「賛成者挙手」
○委員長(栗山良夫君) 全会一致でこ
うでございます。よつて本案は原案通り可決
すべきものと決定をいたしました。

なお、本会議における委員長の口頭
報告の内容は慣例によりまして委員長
に御一任願いたいと存じますが、御異
議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(栗山良夫君) 御異議ないも
のと認め、

それから成規の手續によりまして、
本案を可とされたかたは順次御署名を
願います。

多敷意見者署名
田村 文吉 田畑 金光
井上 清一 吉野 信次
阿具根 登 吉田 法晴
寺本 廣作 市川 房枝
○委員長(栗山良夫君) ちよつと速記
をやめて下さい。

「速記中止」
○委員長(栗山良夫君) 速記を始めて
下さい。

本日はこれにて閉会いたします。
午後一時二十五分散会

四月二十四日日本委員会に左の事件を付
託された
一、けい肺法制定促進に関する陳情
(第六二六号)(第六三三三号)

第六二六号 昭和二十九年四月十四
日受理
けい肺法制定促進に関する陳情
陳情者 北海道議會議長 蔭田余
吉

北海道の地下資源開発事業に従事する
労働者及び関連産業労働者間において
は近時現代医学の粋をもつてしても不
治と断定されるけい肺病に罹る患者
が絶えず、安んじて労働力を發揮で
きない現状にある。しかるにこれらけ
い肺病患者に對しては健康保険、けい
肺措置要綱等による救済措置がとられ
てゐるに過ぎず、り患予防及び、患後
における救済措置等について根本的對
策が何等講ぜられていないことはまこ
とに遺憾であるから、すみやかにけい
肺法を制定せられたいとの陳情。

第六三三三号 昭和二十九年四月十七
日受理
けい肺法制定促進に関する陳情
陳情者 北海道議會議長 蔭田余
吉

この陳情の趣旨は、第六二六号と同じ
である。
四月二十八日日本委員会に左の事件を付
託された
労働基準法の一部を改正する法律案
(栗山良夫君外十名発議)

労働基準法の一部を改正する法律
案
労働基準法の一部を改正する法
律
労働基準法(昭和二十二年法律第
四十九号)の一部を次のように改正
する。

第五十二條第二項中「医師」を「医
師又は歯科医師」に、同條第三項中
「前二項」を「前三項」に、同條第四項
中「第一項」を「第二項又は第三項」に
改め、同條第一項の次に次の一項を
加える。
前項の事業のうち一定の事業に

ついては、使用者は、労働者の雇
入の際及び定期に、医師の外、歯
科医師にも労働者の健康診断をさ
せなければならぬ。

第二百二十條第一号中「第五十二條
第一項若しくは第二項」を「第五十二
條第一項乃至第三項」に改める。

附則
この法律施行の期日は、公布の日
から起算して九十日をこえない期間
内において、政令で定める。

五月四日日本委員会に左の事件を付託さ
れた
一、高等学校卒業業者の就職促進に關
する請願(第二五一三三号)

第二五一三三号 昭和二十九年四月二
十七日受理
高等学校卒業業者の就職促進に関する請
願
請願者 宮城県議會議長 栗野
豊助
紹介議員 高橋進太郎君 吉野
信次君

今春、宮城県下の高等学校を卒業した
者の就職率は就職を希望した者の五割
以下という現状であつて、就労を阻止
された五割以上の者は徒食を余儀なく
されてゐるのであるが、経済的その他
の家庭の事情等で進学を断念し、就職
することによつて家計の一助にしよう
とする者はもれなく、その他の者につい
ても閑居徒食することの及ぼす影響
は、経済的にも又思想的にもはなはだ
憂慮されるものがあるから、高等学校
者を健全な社会人として育成指導する
ことの重要性にかんがみ、これらの者
に對して雇用促進を図るための施策を
強力に実施せられたいとの請願。

昭和二十九年五月十四日印刷

昭和二十九年五月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局